

公益社団法人日本産婦人科医会 第169回記者懇談会
令和4年度 産科医療補償制度の現状と課題について
- 個別審査で補償対象外となった児への救済を考える -

公益社団法人日本助産師会
会長 島田 真理恵

本案件について

対象外となったご家族の申し出には真摯に対応すべきです。
しかし、申し出のあったご家族だけではなく、
すべての障がいのあるお子さんとご家族への包括的な支援をする
新たな枠組みを早急に検討する必要があると考えます。

現在示されている解決案（特別給付金の支給）は、申し出の背景に
ある社会福祉施策が不十分であるという課題を解決するものでは
ありません。

また、産科医療補償制度の今後の発展を妨げるおそれがあります。

現在、子ども家庭庁で何を行うべきか検討中であり、すべての障がいのあるお子さんとご家族を包括的に支援する新たな枠組みを創設するにふさわしい機会であると考えます。



子ども家庭庁の政策では、「困難な状況にある子どもの支援」として障害児支援体制の強化が計画されています。この計画において、すべての障害児とその家族の生活をどのように支援するか、提示していただくことを希望します。

助産師のケア対象

妊産婦とその家族を妊娠中から育児期まで支援

助産師の働く場

病院：産科領域だけではなく、NICU・小児科にも勤務

地域：助産所だけではなく、地域自治体での委託を受け
母子保健活動を展開



各場所で働く助産師から、地域で医療的ケアが必要な児・低出生体重児とその家族への支援が十分ではない現状が報告されています。

医療的ケア児や低出生体重児をもつご家族の要望を受けて、助産所が地域で医療的ケアが必要な児・低出生体重児とその家族への支援をするために訪問看護ステーションを併設することも進んでいます。そして、そのニーズは非常に高いことを感じています。



この例は障がいをもった子どもや子育てをしている人の目線に立った政策がさらに検討される必要性を示しています。

産科医療補償制度をさらに成熟させ、分娩の安全管理をさらに向上させていくことが必要です。

障がいある子どもや家族に対する総合的包括的支援を検討することも、重要です。



どちらもより充実させていくための方策の検討を切に希望します